



昭和44年に「互療会」として横浜市で発足。3つの不安(外出時・災害時・老後)の解消を柱に、県内では神奈川支部(411)、横浜市支部(482)、川崎市支部(126)が活動中。(カッコ内は本年3月末日現在の支部会員数)
 (連絡先) ☎046-222-1474 FAX046-223-2352
 URL <http://www.joa-kanagawa.org>

◎このコーナーでは県内各地の福祉関連の当事者・職能団体等の方々から日ごろの取り組みをご寄稿いただきます。

オストメイト(人工肛門・人工膀胱造設者)に理解を!

オストメイトとは、大腸・直腸・膀胱等の疾患の治療のために、手術により腹部に排泄口(ストーマ)を造設した人のことをいいます。県下に約1万1,700人、私たち神奈川支部の活動範囲である31市町村(横浜市・川崎市を除く)には、約5,800人のオストメイトが生活しています(本年3月末日現在)。

オストメイトの約90%は「がん」が原因です。「がん」という病気にショックを受けたところに、聞き慣れないストーマの造設手術、さらに「排泄」という課題が加わり、患者の不安に拍車をかけます。ストーマが造設されたことで、心身共に不自由になりますが、そのストレスはなかなか周囲に伝わりません。

そのほか、人工肛門・人工膀胱の手術を突然宣告される人、緊急入院から目が覚めたらオストメイトになっていた人、交通事故等でオストメイトになった人など、手術までの経過はさまざまです。外見からは分からない内部障害のため、社会の十分な理解を得ることが難しく、さまざまな場面で生活のしづらさを実感しています。

全国で多発している入浴施設での「入浴拒否問題」もその一つです。オストメイトは、腹部にあるストーマでは排泄のコントロールができないため、尿や便をためるビニール製の袋(パウチ)を装着しています。パウチは完全密閉されているので、適切に装着していれば、排便等が漏れることはありません。しかし、入浴施設側は「一般客からクレームがあるため断るしかない」と、オストメイトの利用を拒否することがあります。

オストメイトは、常に排泄の面で不安と緊張にさらされ、ストレスを抱えて生活しています。オストメイトもマナーとルールを守ることが前提ですが、周囲の皆さまの温かいご理解を得られれば不安と緊張は軽減します。

神奈川支部では、毎月1回、講演会や相談会を開催しています。お互いにサポートし合いながら、今後もオストメイトのQOL(生活の質)の向上に向け、啓蒙啓発を継続していきます。皆さまのご理解とご協力をお願いします。



※本会ボランティアセンター「セルフヘルプ相談室」利用団体

平成26年度
 社会福祉施設
 総合損害補償

しせつの損害補償

インターネットで保険料試算できます

ふくしの保険 検索

老人福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設の
事故・紛争円満解決のために!

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン1 施設業務の補償 (賠償責任保険、普通傷害保険、動産総合保険)

1 基本補償(賠償・見舞)

補償金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故	対人賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	対物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金補償限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
お見舞い等	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
	初期対応費用(期間中)	500万円	500万円
	事故初期見舞費用(1名につき)	死亡10万円 後遺障害0.3~10万円 入院時3万円 通院時1万円 (1事故で10万円限度)	死亡10万円 後遺障害0.3~10万円 入院時3万円 通院時1万円 (1事故で10万円限度)
	利用者傷害死亡事故弔慰金	死亡(重度後遺障害) 100万円(78~100万円)	死亡(重度後遺障害) 100万円(78~100万円)
利用者傷害事故見舞費用	死亡時100万円 入院時1.5~7万円 通院時1~3.5万円	死亡時100万円 入院時1.5~7万円 通院時1~3.5万円	

保険期間1年職種級別A級

年額保険料(掛金)	
定員	基本補償(A型)
1~50名	35,000~61,460円
51~100名	68,270~97,000円
以降1名~10名増ごと	1,500円

基本補償(A型) 保険料 + 【見舞費用加算】
 定員1名あたり
 入所: 1,300円
 通所: 1,390円



スケールメリットを活かし、
 割安な保険料と
 有利な補償と
 です。

プラン2 施設利用者の補償 プラン3 施設職員の補償

●この保険は全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約(賠償責任保険「普通傷害保険」労働災害総合保険「約定期行費用保険」動産総合保険)です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問合せは下記にお願いします。

団体 社会福祉法人
 契約者 **全国社会福祉協議会**
 (引受幹事保険会社) 株式会社 損害保険ジャパン
 TEL:03(3593)6433

取扱
 代理店

株式会社 **福祉保険サービス**
 〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
 TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763

日本興亜損保と損保ジャパンは、関係当局の認可等を前提として、平成26年9月1日に合併し、「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」になります。

(S)13-12122 2014.2.13作成